

山形県司法書士会少額簡裁訴訟代理等関係業務推進助成事業実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、山形県司法書士会（以下、「本会」という。）が、山形県司法書士会会員（以下、「会員」という。）に対し、一般民事事件の受託促進策の一環として、訴額が少額の簡裁訴訟代理等関係業務を対象とした報酬助成を行うことを目的とし、必要な事項を定める。

(事件の訴額)

第2条 少額簡裁訴訟代理等関係業務推進助成事業（以下、「本事業」という。）の対象となる事件の訴額及び算定方法は次のとおりとする。

- (1) 訴額は60万円以内とする。
- (2) 同一の依頼者から複数の事件を受任・受託している場合には、それら全てを合算した額を訴額とする。
- (3) 一部請求事件の場合には、残部請求の額を加算した額を訴額とする。

(依頼者の範囲)

第3条 本事業の対象となる事件は、個人消費者からの依頼、または、個人事業者からの依頼であって事業と無関係であると判断できる依頼に限るものとする。

(事件の種類)

第4条 本事業の対象となる事件の種類は次のとおりとする。

過払金返還請求事件を除く民事事件（民事訴訟、訴え提起前の和解、支払督促、訴え提起前の証拠保全、民事調停、少額訴訟債権執行）

(その他の要件)

第5条 本事業の助成を受けるにあたって第2条から第4条までのほか、次の要件を満たさなければならない。

- (1) 事件が勝訴の見込みがないとはいえないこと。
- (2) 本事業の濫用と認められる場合でないこと。
- (3) 本事業の助成申請の時期が事件終了前であること。
- (4) 終結報告までに、依頼者より2万円以上の着手金又は報酬金を受領すること（消費税別途）。ただし、依頼者が生活保護受給者である場合であって、申請会員より着手金及び報酬金を放棄する旨の書面及び生活保護受給者である旨の証明書の写しの提出を受けた場合には、適用しない。
- (5) 同一会員による本事業の利用は、同一年度5回を限度とする。

2 民事法律扶助制度（法テラス）を利用できる場合には、可能な限り同制度を利用する。

（助成の額）

第6条 本事業の助成の額は次のとおりとする。

- (1) 着手金及び報酬金の合計が12万円（実費・消費税別途）に満たない場合に、当該金額に満つるまで、その差額5万円を上限として助成する。
- (2) 助成金の額は、前項の上限額を原則とする。但し、本会は、事件の内容や結果、事件処理の程度などを総合的に考慮し、助成金を減額することができる。

（助成の方法）

第7条 本事業の助成の方法は次のとおりとする。

- (1) 本事業の助成申請は、当年度事業予算額を限度として受け付ける。
- (2) 本事業の助成を受けたい会員は、依頼者との合意を証する定型の委任契約書の写しを添付し、定型の書式により本会に申請する。
- (3) 本事業の担当部長は、助成申請に対し、形式的要件のみを審査し、開始決定を行う。
- (4) 本事業の開始決定を受けた会員は、事件終了後、定型の書式により本会に報告する。
- (5) 本会の常任理事会は、前項の終了報告を受け、判決等を審査し、事件の処理内容に応じて助成の額を決定する。
- (6) 前号の助成額決定後、助成金を会員に支給する。

附 則

この要領は、令和4年1月1日から施行する。